領事出張サービスの実施（北部準州アリススプリングス）

2027 年 1 月 14 日(木)、北部準州アリススプリングスにおいて以下のとおり領事出張サービスを実施しますので、ご利用ください。
【開催日時】2027 年 1 月 14 日(木) 14:00 ～ 17:00
【開催場所】Mercure Alice Springs Resort 内
34 Stott Terrace, Alice Springs, NT 0870
【関係書類:受付締切日（※期日までに当館必着)】
旅券： 2026 年 12 月 4 日(金)
旅券以外：2026 年 12 月 18 日(金)

【実施内容】
・新旅券の交付（事前に申請手続きをされた方に交付します。）
・在外選挙人登録の申請受付（記載事項変更、再交付を含みます。）
・各種証明の交付（事前に申請手続きをされた方に交付します。）
・警察証明書の申請受付（事前に申請手続きをされた方の指紋採取を行います。）
・戸籍の届出(事前に書類の審査・確認をした方の届出を受付します。）
・在留届（転居届・帰国届など）の受付
・各種相談

【注意事項】
・受付締切日は、旅券については 12 月 4 日(金）、旅券以外は 12 月 18 日(金)です。
・旅券は郵送による申請が廃止となり、オンラインまたは窓口での申請のみとなります。また、旅券は日本国内で作成されるため、申請受付から当館に旅券が配送されるまで約 3 週間から 1 か月程度要します。申請内容に不備等があり、受付締切日以降の申請受付となった場合、旅券が本領事出張サービス実施までに配送されず、交付できないおそれがあります。お早めに申請いただくようお願いします。
・関係書類等を当館宛て電子メールに送信される場合、添付書類の容量が 10MB を超えると受信できません。その場合は複数の電子メールに分割した上で再送付していただく必要があります。
・また、各種手続きの書類を送信した際は、関係書類等の到着を確認するために必ず当館にお電話いただくようお願いします。

◎新旅券の交付：領事出張サービス会場にて新旅券を受け取るまでの流れ
１　旅券電子申請の場合
旅券を電子申請される方で、領事出張サービス会場での交付を希望する方は、受付締切日

前に電子申請を行ってください。申請の際、通信欄に「領事出張サービスでの受け取り希望」と必ずご記載ください。 申請後、追加書類等が必要となる場合があるため、お早めに申請願います。

旅券電子申請についてはこちら↓

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_online_passport_info.html

２　旅券窓口申請の場合

旅券を窓口申請される方で、領事出張サービス会場での交付を希望する方は、来館予約の上、受付締切日前に窓口申請を行ってください。

旅券窓口申請についてはこちら↓

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/passport_application.html

また、すでに旅券申請をされている方で、領事出張サービスでの受け取りをご希望される方は、旅券担当まで事前にご連絡ください。

３　領事出張サービス会場での新旅券の受け取り

受け取りは予約制としています。領事出張サービスの開催日が近づきましたら、当館からご連絡し、受け取り時間を調整します。

なお、当日は、旅券名義人ご本人（新生児を含む）に来場いただく必要があります。

【当日持参していただくもの】

（１）現在所持する日本国旅券（今回が初めての日本国旅券申請の方は、他国の旅券、または出生証明書）

（２）旅券発給手数料：

・10 年用　窓口申請 A$97.00　オンライン申請 A$93.00

・5 年用　窓口申請 A$50.00　オンライン申請 A$46.00

・残存有効期間同一旅券　窓口申請 A$60.00　オンライン申請 A$56.00

（３）支払方法：領事出張サービスでは、手続の煩雑を避けるため現金のみとしています。お釣りがないようご用意願います。なお、電子申請の場合、当館に新しいパスポートが届き次第、自動で交付の通知が送信され、クレジットカードの登録が促されますが登録は不要です。

◎在外選挙人登録申請の受付

１　登録資格

（１）満 18 歳以上の日本国民であること

（２）当館管轄区域に３か月以上居住されていること

（３）日本国内で住民登録されていないこと

（４）在外選挙人名簿に未登録であること

２　在外選挙人名簿登録申請書

当日、会場に準備いたしますが、以下の外務省ウェブサイトから「在外選挙人名簿登録申請書」をダウンロードし、ご記入いただいたものを持参いただくことも可能です。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html

３　当日持参いただく書類

（１）有効な日本国旅券

（２）当館管轄区域に 3 か月以上居住していることが確認できる書類（例：住宅賃貸契約書、銀行のステートメント、公共料金の請求書など）

なお、3 か月以上前に在留届を当館に提出されている場合は上記（２）の書類は不要です。

（３）当日、申請書を会場で記入される場合は、本籍地、日本国内での最終住所地（最後に住民登録をしていた住所）、住民票の転出年月を正確に記載できるようご準備ください（本籍地や最終住所地を確認するための疎明資料を提示する必要はありません）。

（４）在留届に記載されている日本国籍の同居家族の方が代理で申請される場合は、代理申請人の有効な日本国旅券及び代理人に依頼した申請人による申出書（申請者の署名が必要）を必ず提出ください。

以下の外務省ウェブサイトから「申出書」をダウンロードしてください。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html

◎各種証明の交付：領事出張サービス会場にて証明書を受け取るまでの流れ

１　事前連絡

以下について電子メールまたは電話により当館までご連絡ください。当館から申請にあたっての説明事項を案内します。

＊当館連絡先：E-mail: cgryoji@sy.mofa.go.jp、Tel: 02-9250-1000）

各種証明書申請書等は、以下の当館ホームページよりダウンロードしてください。
https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_shomei_kanren_top.html

（１）　申請者氏名

（２）　申請者生年月日

（３）　申請予定の証明書の種類、形式及び必要枚数

例：在留証明　形式１を２通、署名証明　形式１を１通　※形式の詳細についてはお問い合わせの際にご確認ください。

（４）　電話番号（日中に当館から連絡させていただく場合がございます。）

２　申請書類の送付

申請書に必要事項を記入し、当館まで電子メールにて必要書類とともに送付し、内容の審査・確認を受けてください。

＊当館送付先：E-mail:cgryoji@sy.mofa.go.jp

３　証明電子申請の場合

証明の電子申請をされる方で、領事出張サービスの場での交付を希望する方は、事前に電子申請を行ってください。追加書類等が必要となる場合があるため、申請の際、申請者備考欄に「領事出張サービスでの受け取り希望」と必ずご記載ください。

証明電子申請についてはこちら↓

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_online_shomei.html

証明電子申請は、紙申請とは異なり、領事出張サービスの実施日よりも数日早い日付で証明書が作成される場合がありますので、ご了承ください。

また、すでに証明電子申請をされている方で、領事出張サービスでの受け取りをご希望される方は、証明担当まで事前にご連絡ください。

４　領事出張サービス会場での各種証明の受け取り

事前に予約が必要となります。申請者ご本人の来場が必要です。

【当日持参していただくもの】

（１）現在所持する日本国旅券

（２）戸籍謄本（原本）

電子戸籍パス（戸籍電子証明書提供用識別符号の呼称）を用いず、出生、婚姻等身分上の事項に関する証明の申請をした場合のみ必要です。

（３）各種証明手数料：

・在留証明　A$13.00

・署名証明　A$18.00

・出生、婚姻等身分上の事項に関する証明　A$13.00

（４）支払方法：領事出張サービスでは、手続の煩雑を避けるため現金のみとしています。お釣りがないようご用意願います。

◎警察証明書申請

１　事前連絡

警察証明書申請を希望される方で、領事出張サービスで指紋の採取を希望する方は、事前に以下の書類を当館まで電子メールにてお送りください。

（１）警察証明書発給申請書（下記当館ホームページよりダウンロードしてください。）

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_police_certificate.html

（２）有効な旅券（残存３ヶ月以上）顔写真ページ
（３）証明書送付用返信用封筒：トラッキングのできる Express、または Registered の封筒（24cm×12cm 以上のサイズ）をご購入いただき、予めお名前・ご住所をご記入ください。
＊当館送付先：E-mail:cgryoji@sy.mofa.go.jp

２　領事出張サービス会場での指紋採取
事前に予約が必要となります。当日はご本人確認、及び指紋採取がございますので、ご本人に旅券持参の上、来場ください。警察証明書の入手には 2～3 か月程度のお時間を要しますので、証明書が当館に到着次第、ご用意いただく返信用封筒で証明書をお送りいたします。返信用封筒には予め宛名と送り先の住所を記入願います。

◎戸籍の届出
当館ホームページにて必要書類を確認いただき、記入済の届出書および必要書類一式を電子メールにてお送り下さい。戸籍担当が内容を確認後、ご連絡差し上げます。
https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_koseki_kanren.html
＊当館送付先：E-mail:cgryoji@sy.mofa.go.jp

◎在留届（転居届・帰国届など）の受付、各種相談
当日、在留届の受付や、各種相談への対応を行います。

本領事出張に関するご質問等は、在シドニー日本国総領事館領事班までお問い合わせください。なお、今後、諸事情により、本領事出張サービスが中止となる場合もありますので、ご留意願います。

在シドニー日本国総領事館
Level 12, 1 O’Connell Street, Sydney, NSW 2000, Australia
(GPO Box 4125 Sydney NSW 2001 Australia)
Tel: 02-9250-1000
Email: cgryoji@sy.mofa.go.jp